

「人権教育に関する実践指導資料」は、人権教育に関する授業実践について、2つの章から構成しています。

「第1章 個別の人権課題」では、「高齢者」と「犯罪被害者やその家族」の人権について取り上げ、それぞれの学習指導案、参考資料を掲載しました。

高齢者の人権については、日本社会の高齢化が急速に進行する中、高齢者への虐待や悪徳商法等の犯罪増加など、様々な問題が発生しています。このような状況を踏まえ、本県では「埼玉県虐待禁止条例」が平成30年4月1日から施行されました。これは、児童と障害者に加えて高齢者に対する虐待の禁止、虐待の予防、早期発見、その他の虐待の防止等に関しての基本理念を定めています。

学校教育においても、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進するとともに、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てることなどが求められています。

また、犯罪被害者やその家族の人権について、犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えません。本県では、「埼玉県犯罪被害者等支援条例」が平成30年3月30日から施行されました。これは、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的として、支援に関する基本理念や支援施策の基本事項などを定めています。

学校教育においても、犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進することが必要です。

「第2章 人権教育に関する授業実践事例」は、令和元年度に文部科学省・埼玉県教育委員会の委託を受けた人権教育総合推進地域及び人権教育研究指定校で実践された人権教育に関する学習指導案をもとに当課が編集したものです。

児童生徒一人一人が、人権に関する知的理解を深めるとともに、実践的な態度や行動に結び付く人権感覚を育成するために人権教育の指導方法を工夫・改善した実践を掲載しております。

各学校において、この指導資料を活用した授業が行われることで、人権尊重の理念を理解し、各人権課題の解決に向けて主体的に取り組むことのできる児童生徒の育成につながることを期待しております。

結びに、本書の刊行にあたり、御協力いただきました作成委員、学習指導案の協力校及び関係者の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長
阿 部 仁